(趣旨)

第1条 この要綱は、災害等に関する情報を市民等に迅速かつ的確に伝達することを 目的とした同報系防災行政無線戸別受信機(以下「戸別受信機」という。)の貸与 に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第2条 戸別受信機の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、朝倉 市同報系防災行政無線戸別受信機貸与申請書(様式第1号。以下「申請書」という。) を市長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第3条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、その結果を朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機貸与(不貸与)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(分担金の減免)

- 第4条 市長は、朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機分担金徴収条例(令和5年朝 倉市条例第27号)第6条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者の分担 金を、戸別受信機1台に限り免除することができる。
  - (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12年法律第57号)の規定により福岡県が指定する土砂災害警戒区域又は土 砂災害特別警戒区域に住所を有し、かつ、75歳以上の者のみで構成する世帯 の世帯主
  - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定により身体障害者 手帳1級又は2級の交付を受けている者がいる世帯の世帯主
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) の規定により精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者がいる世帯の 世帯主
  - (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務 次官通知)の規定により療育手帳Aの交付を受けている者がいる世帯の世帯主

- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護 認定において、要介護3から要介護5までのいずれかの要介護状態区分である 者がいる世帯の世帯主
- (6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助のいずれかを受けている世帯の世帯主
- (7) 国、県、地方公共団体等が設置した施設の管理者
- (8) その他市長が必要と認める者
- 2 戸別受信機の維持管理に要する費用は、戸別受信機の貸与を受けた者(以下「使用者」という)の負担とする。ただし、正常な使用状態において故障した場合の修理等に要する費用は、市の負担とする。

(使用者の管理等)

第5条 使用者は、戸別受信機を善良な管理者の注意をもって取り扱い、戸別受信機 を使用できない等の異常を発見した場合は、速やかにその状況を市長に届け出なけ ればならない。

(戸別受信機の返却)

- 第6条 使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく朝 倉市同報系防災行政無線戸別受信機返却届(様式第3号)を市長に提出し、戸別受 信機を市に返却しなければならない。
  - (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
  - (2) 戸別受信機が不要となったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に返却の必要があると認めるとき。 (設置場所等の変更)
- 第7条 使用者は、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに朝倉市同報系防災 行政無線戸別受信機申請事項等変更届(様式第4号)により、市長に届け出なけれ ばならない。

(貸与台帳の整備)

第8条 市長は、戸別受信機の貸与状況を明確にするため、朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機貸与台帳を整備するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

#### 朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機貸与申請書

年 月 日

朝倉市長

申請者(世帯主又は代表者)

住所

氏名

電話番号

同報系防災行政無線戸別受信機の貸与を受けたいので、朝倉市同報系防災行 政無線戸別受信機貸与に関する要綱第2条の規定により、次のとおり申請しま す。

なお、朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機分担金徴収条例第4条で定める 分担金について、指定される期日までに納入することに同意します。

また、市が戸別受信機貸与審査及び管理のため、記載した申請内容に係る住民 基本台帳等に関する情報を確認すること、並びに戸別受信機貸与のため、委託業 者に住所、氏名、電話番号等の情報を提供することについて同意します。

※該当するものがある場合、□にチェックをしてください。

		□土砂災害警戒区域等に住所を有し、かつ、75歳以上の者
減 免 対 象		のみで構成する世帯
		□身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者がいる世帯
	<u>.</u>	□精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者がいる世帯
	₹	□療育手帳Aの交付を受けている者がいる世帯
		□要介護認定3~5を受けている者がいる世帯
		□生活保護受給世帯
		□公共施設管理者
備考	ムラ	

\_\_\_\_\_

### 市処理欄(※記入しないでください。)

管理番号		受 付 日	年	月 日
備品番号		貸 与 日	年	月 日
附属設備	無・ アンテナ・	その他(		)
地区区分		地区		
処理確認者				
備考				

年 月 日

様

朝倉市長

朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機貸与(不貸与)決定通知書

年 月 日付けをもって申請のあった同報系防災行政無線戸別受信機の貸与について、朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機貸与に関する要綱第3条の規定により下記のとおり通知します。

記

決定の内容	貸与 · 不貸与
備   考	

# 様式第3号(第6条関係)

### 朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機返却届

年 月 日

朝倉市長

申請者(世帯主又は代表者)

住 所

氏 名

電話番号

同報系防災行政無線戸別受信機を返却したいので、朝倉市同報系防災行政無 線戸別受信機貸与に関する要綱第6条の規定により届け出ます。

記

返却台数	台
返 却 理 由	

------

### 市処理欄(※記入しないでください。)

管理番号		受 付 日	年	月	月
備品番号		返却日	年	月	日
附属設備	無・ アンテ	ナ・その他(		)	
処理確認者					
備考					

# 様式第4号(第7条関係)

### 朝倉市同報系防災行政無線戸別受信機申請事項等変更届

年 月 日

朝倉市長

申請者(世帯主又は代表者)

住 所

氏 名

電話番号

同報系防災行政無線戸別受信機の貸与の申請事項等に変更が生じたため、朝倉 市同報系防災行政無線戸別受信機貸与に関する要綱第7条の規定により下記の とおり届け出ます。

記

変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

\_\_\_\_\_\_

# 市処理欄(※記入しないでください。)

管理番号	受 付 日	年 月 日
備品番号	貸 与 日	年 月 日
附属設備	無 ・ アンテナ ・ その他 (	)
地区区分	地区	
処理確認者		
備考		